

■ 沖縄県立中部病院キッチンカー出店事業者募集に関する質問への回答

No.	質問事項	回答
1	募集要項にて「軽トラック、軽ワンボックス等を用いた移動式対面販売であること」とあるが、2トントラックは応募対象外なのか。	当院におけるキッチンカー出店許可予定スペースの都合によるものであり、2トントラックのショートタイプなら構わないと考えますが、現地を確認いただいたほうがよろしいかと存じます。
2	キッチンカー出店予定箇所について、現地確認したい。	現地の確認は構いません。事前にお電話くださいませ。→098-973-4111にて設備・調達課を指定→「キッチンカーのことで現地の確認をしたい」とお申し出ください。
3	使用料の計算方法が分かりづらいので、例示をお願いしたい。	<p>使用料の計算方法が分かりづらく、申し訳ございません。計算例を掲げます。</p> <p><使用料の計算例> キッチンカー事業者のAさんは2024年9月に店舗し、実績は次のとおりでした。 【一か月間における出店日数】5 【一か月あたりの総売上額】50,000円</p> <p>募集要項2(3)計算方法①の場合 →70円×稼働日数5=350円</p> <p>募集要項2(3)計算方法②の場合 →50,000円×2%×110÷100=1,100円</p> <p>上記計算の結果、計算方法②の場合が高いため、Aさんの2024年9月における使用料は1,100円となります。</p>
4	募集要項にて「火気の使用は禁止する」とあるが、火気の調理は不可なのか？	<p>施設管理上、火気の使用許可については慎重にならざるを得ないため、原則として「火気の使用は禁止する」としました。</p> <p>なお、うるま市火災予防条例第45条(5)に規定する”消防長又は消防署長に届け出ている露店”と同等の体制を構築している事業者と認められれば、火気による調理を許可することとします。 下記の条件をすべて満たしている必要があります。</p> <p>①火元責任者を立てること。 ②業務用消火器を具備していることが分かる書類を提出すること(写真で可。消防設備については実地により毎月1回実地確認する)</p> <p>別紙を提出していただいたうえで個別に審査を行い、最終的に火気使用について許可するかを判断いたします。</p>